

“SETONAIKAI”(Inland Sea) society
in the last Edo Period
:based on the influence of the CHOSHUU wars

Tatsuya TAMAI

Information circulation in Inland Sea of Seto was interruption once in a “KANSEI” period, but after that, the convalescent aspect was shown according to the former studys. But the aspect of Bakumatsu period isn’t clear.

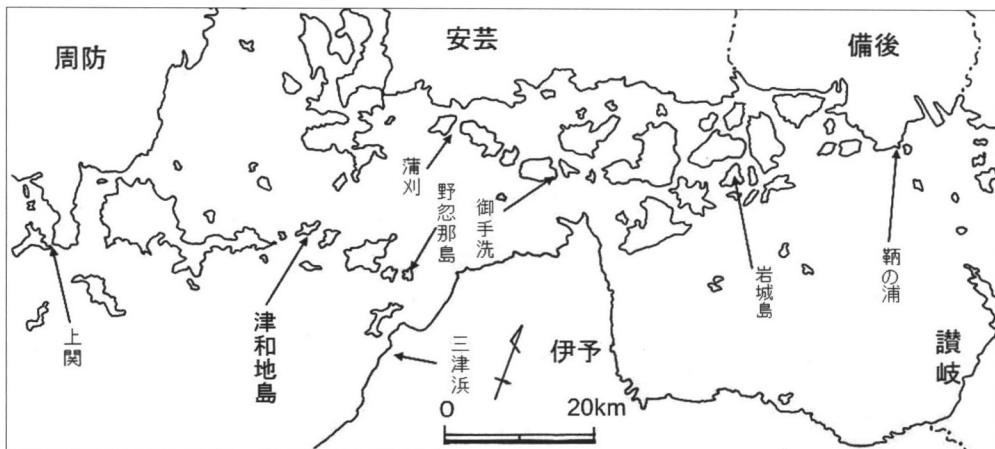
There was delay of information by Ryukyu mission in “KAEI” period, but such as this reason couldn’t see stereotyping in a passage area, there was difficulty of the correspondence in the root. Delay of information wasn’t seen about usual business of anything but that. But information was blocked by “Choshu-han” off perfectly by passing through “CHOSHU” wars. Therefore public grapevine collapsed perfectly.

Keyword:
the Seto Inland Sea, History of Transport and
Communications, Regional history the late Edo period

一はじめに

江戸時代の瀬戸内海社会、特に島を中心とした交通・情報に関する研究では、公儀浦触（水本一九九〇・二〇〇一・二〇〇二・二〇〇三）、長崎上使（鴨頭二〇一四）、朝鮮通信使・琉球使節（玉井二〇〇六・二〇〇七・二〇〇八・二〇〇九）など個別事例の積み重ねにより研究が進展している。

また、島における馳走（玉井二〇一）、漂着民送還への対応（玉井二〇一四）やその金銭的状況（鴨頭二〇一四）など島における活動を通時的に捉えようとする研究も見られる。このような中、先行研究にて明らかにされている近世中期以降、公儀浦触による公的な情報流通が崩壊し、その後、回復を見せていく（玉井二〇〇八、鴨頭二〇一四、玉井二〇一四）という流れの中に、幕末期を単純に措定することは可能であるのかという疑問が生じる。したがって、本稿では、近世後期において、様々な側面はあれど安定化されたとされる瀬戸内海情



[図1] 瀬戸内海西部概念図

報・交通の社会的状況が幕末期にはどのような動向を見せていたのかに着目する。特に、第二次長州戦争では伊予松山藩が周防大島に出兵し（田口二〇〇五・二〇〇六・二〇〇七）、また、明治維新期には「朝敵」として捉えられる（水谷二〇一）など軍事的政治的状況の変化が大きい時期といえる。そのため、宝曆期に確立した公儀浦触が、寛政期に機能不全に陥るも、幕末期に安定化（鴨頭二〇一〇）、もしくは柔軟に対応できる新たな側面を見せようになる（玉井二〇一四）という状況がそのまま適応できるかどうかは検討する必要がある。

二 津和地島及び八原氏について

今回、フィールドとして取り上げる津和地島は、現在は愛媛県松山市であり、旧温泉郡中島町の西端に位置する「図1」。周囲約13キロメートル、面積約2.9平方キロメートルの島である。東に怒和島、南東に二神島が隣接している（関西学院大学文化総部地理研究会一九八九）。内海航路としては古くは中国・四国沿岸を通る「安芸地乗り」・「伊予地乗り」が一番多く利用されていたが、近世になり交通が発達してくると、中国・四国地方の沿岸を通るのではなく、島伝いに航海する「沖乗り」コースが多く利用されるようになってきた。その「沖乗り」のうち津和地島周辺のコースとしては備後鞆から田島・弓削島・岩城島を経て、御手洗から東風を受け、津和瀬戸に入り、途中津和地で停泊するなりして、周防屋代島にある沖家室または、上関へというものが挙げられる。特に津和地は帆航に必要な「潮待ち」「風待ち」の条件を満足させる地形であり、内海の島々に比して水に恵まれており、供給も可能であつたとされる（中島町誌編集委員会一九六八・二七四）。

その津和地島には八原氏が茶屋詰めの役人として勤めており、松山藩や長崎奉行、諸役人、異国使節への対応が行われた。特に八原氏が中心となり船団を組み、藩主等を迎える「御仕構（御仕成・諸仕構）」が行われた（東一九九九、井上二〇〇一・玉井二〇〇六・二〇〇八など）。この「御仕構」のため、八原氏は伊予松山藩との連絡を常時取りながら、準備を全般的に行なつたとされる瀬戸内海情

ている。また「御仕構」自体においても八原氏自ら船の用意をし、また近隣に呼びかけ水主の手配の指揮を取っている。その八原氏は伊予松山藩士で、宝永元(一七〇四)年ころの「懷中便覽 松山役録」(伊予史談会一九八九)には「武人扶持八石」とあり、文化五(一八〇八)年ころに成立した「松山俸禄」(伊予史談会一九八九)では「武人扶持十石」郡奉行支配未寄合大小姓格 八原佐之右衛門」「武人扶持七石 同御歩行格 八原隼太」と書かれている。また津和地島は伊予松山藩の郡奉行によって管理されていた(西村一九八六)。ただし郡奉行は常時、設置されていたわけではなく、津和地島は嶋方代官支配下におかれることもあった(石丸一九九二)。また、三津の船奉行から船などが提供されている様子がうかがえ、伊予松山藩から船奉行を通して物資などが支給されていることがわかる(玉井一〇二)。

三 幕末期の公儀浦触

既述のように公儀浦触という公的情報が寛政期には停滞したもの、その後、復旧し、近世後期には情報はスムーズに流れるとされている。その大きな歴史的展開は次の史料を見ても、概ね間違ってはいないと考えることができる。

一蒲州より飛船到来之処、上筋より順達到来之旨、左之通申来ル

以飛札致啓上候、春暖相催申候處、彌御堅固可被成御勤役珍重奉存候、然者長崎江御下向之御両役之儀、別紙之通上筋より順達致到来候ニ付、則写壹通致進達候、御落手被下向、下筋へモ宜敷様御通達可被下候、右為可得御意如斯御座候、恐惶謹言、

三月六日 西村衛守

八原團藏様

以切紙致啓上候、余寒難退御座候處、彌御堅固可被成御勤珍重奉存候、然者長崎江御下向之御勘定役松野三平治様・御普請役辻嘉右衛門様、当月十三日江戸表御出立、御道中御滞無之候へ者、來ル廿九日頃御到着

可被成候由承リ及候間、為御知得御意候、尚御着坂之上、海陸之訳知次第、早々為御知可申上候、右為可得御意如此ニ御座候、已上、

二月十九日 小森亨

佐治又八郎宛

尚々此段下筋へモ御通達可被下候、

(中略)

一右順達便ヲ以小倉行御用状箱届ケ方、上ノ関迄頼遣ス

これは嘉永二(一八四九)年の史料であるが¹、「上筋」(大坂方面)から流れてきた長崎上使の通航を知らせる「順達」(公儀浦触)が蒲刈より津和地へ伝えられ、その後、「下筋」(九州方面)へと伝達されるというのは、これ以前より普遍的に行われてきた情報流通と言える。特に、蒲刈の在番からの書状に、そこより東の区域でやり取りされた書状の写しを同封することで情報を元化し、伝言ゲーム的なやり取りを避けるのも、津和地を行き来する情報としては極めて一般的なやり取りである。ただ一つだけ、特異であるのは「小倉行御用状箱」の存在である。同年三月二六日の史料を見ると「御目附所る豊前小倉河内屋六左衛門江被遣候油紙包御状箱壹本文順達便ニ而、例之通上ノ閑江届ケ方、別ニ書面ヲ以頼遣候處、早便之節差送可申旨、請取書差越申候ニ付、入御覽申候」²と書かれているように「豊前小倉河内屋六左衛門」により、運ばれている。この点は既に琉球使節の通航時にも同様の情報流通が見られたことは指摘されているが(玉井一〇〇六・一〇〇八)、幕末期にも河内屋によつて情報が運ばれたことが見て取れる。しかし、全てが河内屋によるものではなく、多くの情報は通常通りの「順達」ルートにて運ばれてくる。しかし、このように全てにおいて公儀浦触が正常に機能し、運営なく進んでいくわけではなかつた。

一筆啓上仕候、然者琉球人御様子下筋者未タ如何義も不申越候得共、今日小倉日切船汐繫之処、薩州御飛脚乗組居候由ニ付、琉球人御

様子相尋させ候處、御家老川上筑後殿御引纏、今廿一日薩州鹿児島御出立之由、別紙之通御飛脚ヲ書付取付させ申候、即直書入御披見申候、尤当年者御急キ之趣ニ而來月廿日頃大坂御着船之御日程之由、乍併薩州御領内ニ而三ヶ所程も御馳走場所有之、右一固〔箇〕所之内ニ而二両日或者五六日茂琉球人心任せに逗留之事も有之、其上天氣之模様ニより海上之儀遲遠難計二付、是等之処者書付二相成不申候間噂有之候段、承合せ申候、右聞合之趣ニ而者差掛り候二付、先達而御伺申上置候津和地表御通船之節御仕構向、猶御茶屋并長屋御取繕御修理共、其々早々御下知被成下候様仕度奉存候下筋ヲ順達來次第可申上候得共、下筋之儀者順達次場數ヶ所ニ而、兔角遲滞ニ相成候方二付、火急之御左右可申來程も難計奉存候間、前段之通聞合申候二付、火急〔箇〕御註進申上候、

一下筋ヲ之順達者無御座候得共、一固様之儀者相互之儀、殊ニ先達而上筋ヲ頼越候三付、飛船ヲ以蒲刈江及順達申候、猶沖家室ヲも同様之訣二付、聞合を旁、油宇村ヲ村繼ヲ以可申遣候奉存候、此段聞召置可被下候、

八月廿一日 八原團藏

奥平三左衛門

これは嘉永三(一八五〇)年に八原から伊予松山藩の島方代官である奥平に出された書状〔箇〕である(傍線部は筆者による)。史料内で様々な伝手を利⽤して、情報を得ようとしているのは、いつ来るのか、どこを通るのか、という時間・地理的情報が入つてこないという点による。これは琉球使節通航だけではなく、朝鮮通信使や長崎上使、他藩や幕府の役人などにおいても同様であり、瀬戸内海を流通する情報として、特別な通航に対応する際にはよく見られる事例として一般化できる。しかし、ここにおいて「下筋之儀者順達次場數ヶ所ニ而、兔角遲滞ニ相成候」と書かれているように、「順達」を継ぎ送りにより繋いでいく場所にて遲滞していることにより、情報が届かないことを認識している。これに対しても「一固様之儀者相互之儀」とあるように「力所で

の問題は「相互」の問題として、津和地島より主体的に情報収集を行つてゐることが明言されている。以上のように通常であれば「順達」が滞りなく、流通していることがわかるが、琉球使節など特別な事例に対応すべき時は、幕末期においても停滞現象が発生することがわかる。逆に言えば、通航の日時・ルートが判然としないにも関わらず、特別な事例であるがゆえに島として対応しなければならず、そのためには遅滞は起こりうるものであると考えることができる。だからこそ「相互之儀」という発想に繋がる。

四 噂話から不通の事態へ

既述のように公儀浦触を中心とした公的な情報流通は一部の停滞は見せるものの、概ね通常通りの流れを見せていた。しかしながら、流れてくる情報は常に公的なものとは限らない。

一奥居嶋ヲ今夕飛船到来之処、急御用状、左之通到来
以手紙致啓上候、然者此節長崎表江異國船五拾艘計相見、内壹艘ハ地方江付候趣ニ而、同國重立候者ハ他行留ニ相成候哉之旨、尚又右二件ニ付而ハ長州様御領於三田尻ハ御軍船御手配等も有之候哉ニ相聞候旨、尤聰ト取定候様子ハ無之ニ付書面ニ而被仰達候程ニモ至リ不申候得共、追々相聞候儀ニ付御口達有之候趣ニ而、御子息熊之進殿ヲ役頭江迄御申達ニ相成候趣、右者実説ニ候哉、妄説ニ候哉、三田尻江飛船差遣、先方御模様并風説等承り取、早々御申達ニ相成候様、御懸合可申旨、御代官被申聞候間、其段御承知被下、早々御手当ニ而御聞取御申達ニ相成候様致度候、右為可得御意如此ニ御座候、以上、

四月十九日 西村弥四郎

八原團藏

これは嘉永二年の史料であるが⁴、興居島より津和地島の八原に対して、長崎に異国船五〇艘を見た」、「それに対して長州領の三田尻にて軍船を

用意している」という二点が「実説」であるのか「妄説」であるのかという問い合わせを行つてゐる。そのため、同年四月二日に長州藩領である由宇村に

「異国船数艘相見内壱艘ハ地方江付候趣、右ニ付貴領於三田尻者御軍船御手配等モ有之候様風説及承候」と問い合わせ、「実説ニ御座候ハ、三田尻御模様委被仰越被下度、尚風説共御聞及之儀モ御座候ハ、同様被仰聞被下候様奉頼候」と依頼してゐる。これに対して、「当春以来異国船追々令到来候段、先達而沙汰被仰付候處、此度肥前國長崎表江北アメリカ州之船壱艘令到来候段、彼地より注進有之候ニ付、様子次第追々沙汰被仰付候儀モ可有之候」、「当月十五日三田尻より用状到来之内、異船之趣、左ニ先達而注進仕候異船渡來之趣ニ付而ハ、萩沖三嶋江物頭壱人、御目附壱人、惣人數七八拾人御仕向相成候、長崎奉行江御聴廻旁トシテ井上七郎三郎殿聞役衆壱人過ル七八日之頃、御仕向被成候趣ニ御座候」という回答が届き、長崎に来たのはアメリカ船であり、それに関して三島へ藩士を差し向け、同様に長崎奉行に調査として人間を派遣してゐるという内容であつた。このように幕末期には異国船打払令などの影響により、多くの異国船に対する警戒とともに、それに付随する風説がめぐり、それを解消すべく確認作業が行われていた。しかし、嘉永段階では、このように情報の真偽確認が比較的スムーズに行われていたが、次第にこれすら滞ることになる。

一筆啓上仕候、然者先達而御差図被仰聞候御両役様御下向順達之儀、前々之通沖家室江順達仕候處、同所在番在萩留守中ニ而、同所より久賀御代官所江持參致、夫ち山口表江伺ニ相成候趣、右ニ付返書之儀者、彼是隙取可申候間、先飛船帰帆可致旨、沖家室留守詰之モノ申事ニ而、右飛船罷帰申候、其後又々飛船ヲ以返書促催致候處、未ダ山口表伺済ニ相成不申候間、右伺済次第當方より相送可申ト申事ニ付、其儘ニ而飛船罷帰申候、然ル處、右返書無之、先方請伝之有無相分申候ニ付、猶又飛船ヲ以今ニ應催促致見可申哉、御伺申上候、元來山口江者里數有之、其上先方ニ而モ色々御評議ニ相成可申ト奉存候間、全夫故隙取可申儀ト愚案仕候、且又新役付届之儀モ先達順達致候節、緒ニ取計可申、

御沙汰之処、離島之儀音物品相整不申、就而者上筋より順達到来致候而より彼は日合相重リ余リ延引ニ相成候間、順達而已ニ而、付届之儀者、追而取計可申ト存、其節者相見合申候節モ、順達而已ニ而、追而吹聴致候、前例モ御座候ニ付、御伺不申上、右様取計申候、右ニ付下筋差遣シ候飛船、追而御達可申上ト奉存候、先者前文之次第三而、先方返答振相分不申候得共取計後、日数相立候ニ付、右御伺旁、先御達為可申上、如斯御座候、恐惶謹言、

四月 八原高次郎

増田代八様

これは慶応三(一八六七)年に八原から島方代官の増田に出された書状である。「兩役」(長崎上使)の下向に関する「順達」を沖家室へこれまで通り送つてゐる。しかし、沖家室在番が不在であつたため、久賀代官まで持参し、そこから山口まで送り、状況をうかがうことになった。しかし、その後、返書の催促を行つたが、山口への伺い自体を行つておらず、山口側が受け取つたかどうかすら分からぬ状況である。また、後半では別の書状に詳細が書かれているが、隣領の在番交替により順達にて連絡するとともに、音物も送るべきところ、離島にて品物の準備が整わないので音物贈答を延引してゐる。この長崎上使の件に関して沖家室に再度問い合わせたところ、「去夏炮闘以來、他邦江音物杯者勿論、書状タリ共取遣堅禁之儀ニ付、未タ手元より付届不申」との返事があり、「去夏炮闘」つまり第二次長州戦争以来、他国との書状のやり取りが途絶してゐる点が知らされている。これを踏まえて、八原は島方代官である増田に対し、同年五月九日の書状にて「何国江モ同様出入不致候間、少モ懸念無之候致度旨、上乗江申聞候趣、則音物取帰リ申候」と沖家室からの連絡を伝え、「順達返書之儀者、以上山口表伺済無之候否之儀相分次第不取敢態飛船ヲ以、返書差越可申様申出候趣ニ御座候、且又大嶋御代官江音物之儀モ沖家室江相頼同所ヨリ先方江相届吳候儀、常例ニ付此度モ前格之通、相頼申候處、大嶋郡逆モ当表同様ニ付、先音物者御取帰可然」と順達だけではなく、音物も大嶋代官経由で送ろうとしたところ

る先方も津和地同様に長州藩領とのやり取りが途絶している点が確認されている。さらには「於上関モ同様之儀ニ有之候間、是又可然伝達可致旨、沖家室出役ヨリ當方使之者江申聞候」と上関も同様であることがわかる⁶。しかし、同年七月二〇日には蒲刈在番の高槻から次のような書状が来ている⁷。

蒲州ヨリ状船到来之処、左之通申来ル、猶上乗ヨリ幾三郎伝言ニ而、強而下筋ニ応及催促吳候様申出候ニ付、左之通返書差遣ス、

以使札得御意、残暑之砌ニ御座候得共、彌御堅固可被成御勤珍重奉存候、然者当春御両役御下り之儀ニ付、御通達申候処、先日御細書ヲ以被仰聞、一応承知イタシ篤ト考合致候得共、沖家室受伝有無何等返書無之候而者、上筋江通達モ難出来、其節沖家室返書御写シ越可被成候書余者、使之者ヨリ御聞取可被下候、此段御掛合申候間、宜御取計可被成候、右為可得御意、如此ニ御座候、恐惶謹言、

七月廿日 高槻幾三郎

八原高次郎

ここに書かれているように、長崎上使に関する順達が下筋へと送られた点は「応承知」したいのだが、やはり返書がないことで下筋へ伝えたという通達を上筋に対してもうしていている。したがって、伝言でも書かれているが、再度の催促が促されている。これに対し、八原は同日の返書にて何度も山口側に対して、確認・催促を行っているが、第二次長州戦争以降、長州藩が他領とのやり取りを行っていないため返書が来ない点を述べている⁸。

一筆令啓達候、然者別紙之通蒲州ヨリ懸合來候ニ付、防州催促之儀被申達候処、同所江懸合候逆モ返簡差越候様者難相成趣ニ付、其向ヲ以蒲州江返簡草案相調出候様、御沙汰有之候間、此段承知之上、早々可被差出候、右為可申入、如此候、以上、

八月十一日 増田代八

八原高次郎殿

これに対し、同年八月二日には島方代官である増田から以上の書簡⁹が八原に届き、長州藩への催促を行うも返書が届くことは難しいため、それを踏まえた上で「返簡草案」を作成し送る方針であることが書かれている。そして事態を重く見たのか、同年八月二十四日には島方代官元締である松本昌蔵から八原に対して、「當方御考合之儀モ有之候間、過日防州領順達不致向成行之儘、蒲州江御懸合之振如何様ニ相成居候哉、右書類控有之候ハ、御差出有之候様被仰聞候」と書かれた書状が送られ、本件に関わる過去の蒲刈とのやり取りの書簡を全て提出させている¹⁰。その後、同年十一月にも同様に蒲刈より問い合わせがあるも、長州藩側からの返書は同様になく、進展のないまま事態は終息している。

以上のように幕末期には社会状況の変化もあり、異国船に対する警戒が瀬戸内海においても大きくなっているのがわかる。これに対し、実態とは乖離したと考えられる異国船に関する言説が情報として流通するが、確認作業等のバックアップを行っていた。しかし、二度の長州戦争を経た慶応期になると長州藩領区域に対しても「順達」を筆頭として、書簡のやり取り等も全てが滞り、これ以前のような情報流通は完全に途絶していることがわかる。それにより津和地島よりも上筋側からは、これまで通り、「順達」が正常通り流通しているかどうかの確認作業が行われるも、滞つたまま明治維新を迎えてしまうのである。

五 政治的状況と津和地

長州藩領における他領との情報のやり取りの途絶は、これまで瀬戸内海が築き上げてきた情報ネットワークを完全に機能不全に陥らせるものであった。しかし、伊予松山藩自体も、幕末の世情に全く影響を受けていないわけではなかつた。

従京都石原量之助到着之処、去ル十三日於二条御城、別紙之通被仰出

我皇国時運之沿革を觀るに王綱級を解て相家權を執り、保平之亂政
權武門ニ移てより、我祖宗ニ至リ更に寵眷を蒙リ二百余年、子孫相受、
我モ職を奉すと雖政刑當失ふ不少今日之形成に至候も畢竟德之所致
不慚懼候、況や當今外國之交際、日に盛なるにより愈朝權一途に不出候
而、綱紀難相立候間、從來之旧習を改メ政權を朝廷に帰し、広ク天下
之公儀蓋し聖斷を仰き同心協力共ニ皇國を保護せハ、必ず海外万國ト
可並立我國家に儘所不遇之、乍去猶見込之儀も有之候ハ、聊忌諱不
憚可申聞候、

十月

慶應三年一〇月の記録であるが¹¹、これまで八原家の記録には津和地島
周辺や陸地である伊予松山藩とのやり取りなどの公務関係が中心であり、
国家的な価値観が登場してくるのは鳴物停止令など一部に関するものが中
心であった。また、琉球使節や朝鮮通信使など国家間の外交的関係性を維
持する事象も、実際のやり取りは薩摩藩・対馬藩それぞれの役人などにあ
る程度限定されるのが実態であった(玉井一〇〇七・一〇〇八・一〇〇九)。
したがつて、このように八原自身がどのように受け取ったのかは判然としない
が、尊王思想に関する情報が出てくるのは珍しいといえる。

此度御役御免之儀御内願之御趣意者、當時多事之折柄、重キ御役之
儀御才力ニ難被為及候ニ付、松山藩全力ヲ以御報効被遊度思召、再応
御嘆願被遊候処、右御情實御貫通被為嘆之通、御免相成候儀ト被思
召候得共、兵制ヲ始、時勢ニ隨ヒ万端御一新被遊、藩屏之御志勢被為在
度思召候、就而者御家中之面々右御主意厚相弁艱苦ニ相堪、二際義勇
相励候様可致旨、被仰出候、

こちらも同じく慶應三年一〇月一七日に島方代官増田代八から八原に送
られた書状の一部であるが、ここでは当時の伊予松山藩主松平定昭が大政奉
還により幕府老中を辞職したことを受けたの通達になる。定昭の辞職に対す

し、松山藩としては再び老中の地位に戻つて欲しいとしているが、叶わないと
め「藩屏之御志勢」として藩士が一丸となり対応していく旨が述べられてい
る。これらの政情の変化に対し、松山藩主から三月に次のような文章が藩
士に送られている。

將軍職御辭退御聞届ニ相成候得共、御当家ニおゐてハ徳川家御統柄君
臣之御情儀不被為替候儀ニ付、當節御危運之折柄、別而御忠勤御勵被
遊候旨被仰出候間、御家中之面々ニ於而も右趣意之処、篤ト相心得罷
在可申事、

ここにあるように大政奉還以降、政情が大きく変化していく中で、松山藩
は親藩であるために忠勤に励むべきとの内容である。このような中、伊予松
山藩の政治的位置付けも大きく変化していく。翌年の慶應四(一八六八)年
一月七日に島方代官増田より八原へ出された書状内には「梅田村御警衛并
近傍巡邏可致候、尤怪敷もの見掛候ハ、取押、手余候ハ、打留可申候、委
細陸軍奉行並可承合候」¹²と伊予松山藩としての活動も書かれており、鳥
羽・伏見の戦いにおいて伊予松山藩が梅田周辺の警備に当たっていることが
記されている。同年一月十四日の増田より八原に出された書状では「上様御儀
去ル六日御東下ニ付」、「太守様(中略)十日亥刻過、高浜表江御着船」¹³と
書かれており、将軍徳川慶喜が江戸に帰参したため、伊予へと引き上げてい
る。その後、伊予松山藩は鳥羽・伏見の戦いにて幕府側であつたために「朝敵」
とされ、藩主は蟄居となり、朝廷に対し五万両の献金を命じられるなど、幕
末動乱期の一連の出来事が逐一津和地島にいる八原家に伝達されていく。

以上のように幕末期には伊予松山藩自体が政局の流れの中で大きく搖
れ動き、それに伴い津和地島の茶屋詰藩士である八原家にもこれまでにない
情報ソースが届くようになつていて。しかし、このような大局的な事例に関する

六 モノとしての茶屋

る情報だけが津和地島の大きな関心事として存在していたわけではない。

嘉永二年二月二九日に八原から野瀬義太夫に出された書状には「御高札場・御茶屋并御長屋・常燈所々痛所出来仕候ニ付、別紙之通、積書ヲ以御修理御願申上候間、早々願之通被仰付被下候」とあるように高札場・茶屋・長屋などが破損があり修理する必要がある旨が了解されている。同年三月二日に八原から野瀬に出された書状には「惣葺替御願申上候程之事向年古キ屋根付、当方大工ニ而取繕候而ハ不都合御座候間、板屋根師御差向被下候様仕度奉存候」と書かれている破損状況の酷さが理解できる。また島方代官元締である松本昌蔵から八原に対し、慶応三年三月六日に出された書状には「風早島津和地村茶屋并御長屋痛所修理並障子張替共承届候間、右入用之通、当歳納米中勘定不時入用ニ而可被相渡候、且又品渡之分ハ大賄所小普請所承合取候様可被申聞事」と書かれているように、伊予松山藩が金銭的余裕がない中で、茶屋及び長屋などを修繕する必要があり、その点が藩より許可されている。「不時」とあるように臨時費用であることからも、通常の修繕での対応が難しい点がうかがえる。慶応四年七月一〇日には島方代官の岡本善兵衛から八原に対し、「京都軍費献金拾五万両被為仰付」「太守様彼是御心痛被遊」「御家中ヨリ奇特ヲ以献金願出候趣」と伊予松山藩に命じられた「五万両が重荷となり、茶屋修繕への対応が難しい点を述べている¹⁴。その後、同年七月一〇日には茶屋の「大破」的状況により、「御書院ヲ御長屋へ引継キ」と使用が不可能になり、書院を転用していることがわかる¹⁵。

七 おわりに

以上のように見てきたが、ここで概観を述べる。これまで寛政期において公儀浦触を中心とした情報流通が寛政期に機能不全に陥り、その後、回復をとくいう歴史的な流れが確認されていたが、幕末期の政情が混乱している中では、それが通用するのかが大きな疑問点として生じる。

確かに嘉永期の記録を見ると、公儀浦触を中心とした情報流通に遅滞は見られない反面、琉球使節通航に関してはこれまで同様に情報流通の支障

が見られる。これは一つには琉球使節という時間的且つ地理的選択が定型化していないにも関わらず、対応すべき事象であることが背景に存在し、それにより情報の遅延・停滞が生じると考えることができる。しかしながら、幕末期になると琉球使節のようにこれまで見られる情報の遅延だけが現象として起こるわけではない。異国船打払令などの影響により、社会的緊張が高まり、異国船に関する情報が錯綜するようになる。ただし、この点も嘉永期には津和地島より西の「下筋」には情報の確認・是正作業を行うことが可能であった。その後、二度の長州戦争を経て、公儀浦触は長州藩領に対しても完全に不通となってしまう。これは長州藩領が他領との情報のやり取りを完全に遮断していたことに依拠しており、これによつて宝暦期に成立したとされる公的な情報ルートは完全に瓦解したのである。そして、伊予松山藩 자체も政情の変化の中、大政奉還、鳥羽・伏見の戦い以後、その社会的位置付けが大きく変化し、八原に対しても大局的な情報が藩より送られることになる。その流れの中で、八原が何度も藩に問い合わせをしていたのは破損個所が多く存在する建築物としての茶屋であった。これはこれまでの公儀浦触を中心とした瀬戸内海情報ネットワークの維持と同様に、その伊予松山藩のターミナル的存在である津和地島の茶屋を維持していくことは非常に重要なことになる。

文献註

- ・ 東昇「瀬戸内海の本陣と茶屋」（愛媛県歴史文化博物館編『海道をゆく—江戸時代の瀬戸内海—』一九九九年）
- ・ 石丸和雄「八原家御用日記を読んで（上下）」（『伊予史談』一八六・一八七号、一九九二年）
- ・ 井上淳「瀬戸内海の情報ネットワーク—松山藩津和地御茶屋を中心にして—」（『地方史研究』二九二号、二〇〇一年）
- ・ 伊予史談会編『伊予史談会収書』九 松山藩役録（伊予史談会、一九八九年）
- ・ 鴨頭俊宏「近世後期における異国船対策と瀬戸内海域のネットワーク—芸予・防予諸島を

めぐる漂着異国人の長崎移送情報を中心に」(『内海文化研究紀要』三八号、二〇一〇年)

鴨頭俊宏「近世の公用交通路をめぐる情報 濱戸内海を中心に」(清文堂、二〇一四年)

関西学院大学文化総部地理研究会「地理研瀬戸内調査シリーズ三 津和地」(九八九年)

田口由香「幕長戦争の政治的影響 大島口を視点として」(『大島商船高等専門学校紀要』三八号、二〇〇五年)

田口由香「幕長戦争までの伊予諸藩の動向 松山藩を中心として」(『独立行政法人国立高等専門学校機構大島商船高等専門学校紀要』三九号、二〇〇六年)

田口由香「幕長戦争後における長州藩と松山藩の交渉 史料分析を中心として」(『独立行政法人国立高等専門学校機構大島商船高等専門学校紀要』四〇号、二〇〇七年)

玉井建也「琉球使節通行時に對する「御仕構」態勢について—伊予国津和地島を事例として—」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要 第五輯第四分冊』、二〇〇六年)

玉井建也「朝鮮通信使・琉球使節通航と情報・接待・応対—伊予国津和地島を事例として—」(『風俗史学』三五号、二〇〇七年)

玉井建也「近世琉球使節通航と海域をめぐる情報—伊予国津和地島を事例として—」(『日本歴史』七二七号、二〇〇八年)

玉井建也「朝鮮通信使への接待と情報収集—伊予国津和地島を中心として—」(『地方史研究』三四号、二〇〇九年)

玉井建也「近世における海上馳走と瀬戸内海—伊予国津和地島を事例として—」(『情報学研究』八号、二〇一二年)

玉井建也「近世日本における漂着民送還と瀬戸内海」(『共立女子大学文芸学部紀要』六〇号、二〇一四年)

中島町誌編集委員会『中島町誌』(中島町、一九六八年)

西村亀太郎「八原家御用日記摘録」(『愛媛の文化』二五号、一九八六年)

水谷憲二「戊辰戦争と「朝敵」藩—敗者の維新史」(八木書店、二〇二一年)

水本邦彦「公儀浦触について」(『日本歴史』五〇号、一九九〇年)

水本邦彦「近世の國継浦触と海事—九州の場合—」(『洛北史学』四号、二〇〇一年)

水本邦彦「触書」伝達と近世社会」(松原弘宣・水本邦彦編『日本史における情報伝達』創風社出版、二〇三一年)

水本邦彦「海辺村からみた幕藩体制」(同『徳川社会論の視座』敬文舎、二〇一三年)

註

1 「八原家日記 嘉永二年」(九州大学附属図書館記録資料館九州文化史資料部門所蔵、D-91)

2 前掲「八原家日記 嘉永二年」

3 「琉球人御用日記」(九州大学附属図書館記録資料館九州文化史資料部門所蔵、D-20-3)

4 前掲「八原家日記 嘉永二年」

5 「八原家日記 慶応三年」(九州大学附属図書館記録資料館九州文化史資料部門所蔵、D-93)

6 前掲「八原家日記 慶応三年」

7 前掲「八原家日記 慶応三年」

8 前掲「八原家日記 慶応三年」

9 前掲「八原家日記 慶応三年」

10 前掲「八原家日記 慶応三年」

11 前掲「八原家日記 慶応三年」

12 「八原家日記 慶応四年」(九州大学附属図書館記録資料館九州文化史資料部門所蔵、D-101)

13 前掲「八原家日記 慶応四年」

14 前掲「八原家日記 慶応四年」

15 前掲「八原家日記 慶応四年」

執筆者

玉井建也

Tatsuya TAMAI

芸術学部 文芸学科

Department of Literary Art

Lecture

講師